

定住自立圈構想

定住自立圏構想の取組状況

◎定住自立圏構想研究会(座長:佐々木毅 学習院大学教授)報告書 (平成20年5月)

◎地域活性化統合本部のもと、各府省が連携して本構想を推進

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)

・**定住自立圏構想**をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。

経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)

・「**定住自立圏構想**」により定住を促進する取組を各府省連携して推進する。

◎総務省の取組

○ 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置(平成20年7月4日)

○ 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を開催

・座長:佐々木毅 学習院大学教授

・研究会構成員であった有識者に加えて、関係各省(厚労省、農水省、国交省、経産省)も参加

○ 先行実施団体の募集 ⇒ **中心市24市(22圏域)**などを決定

○「**定住自立圏構想推進要綱**」(総務事務次官通知)を地方自治体宛に通知

総務省による財政措置の概要を公表(平成20年12月26日)

○定住自立圏構想の推進に向けた**関係各省による支援策**及び**地方財政措置**について、
地方自治体宛に通知(平成21年4月1日)

◎平成21年4月から要綱を施行し、全国展開へ

・先行実施団体24市のほか、1市が中心市宣言を実施(計25市)

・長野県飯田市(中心市)と松川町等の議会で定住自立圏形成協定を可決

地方圏の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少

少子高齢化

総人口は約13%減少見込み

(約12776万人→約11068万人)

年少人口は約40%減少見込み

(約1759万人→約1051万人)

高齢者人口は約45%増加見込み

(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への
人口偏在

1975年

2005年

2035年

三大都市圏

約5323万人

大幅増

(+1095万人)

2005年

約6418万人

減

(▲530万人)

2035年

約5888万人

地方圏

約5871万人

増

(+487万人)

約6358万人

大幅減

(▲1178万人)

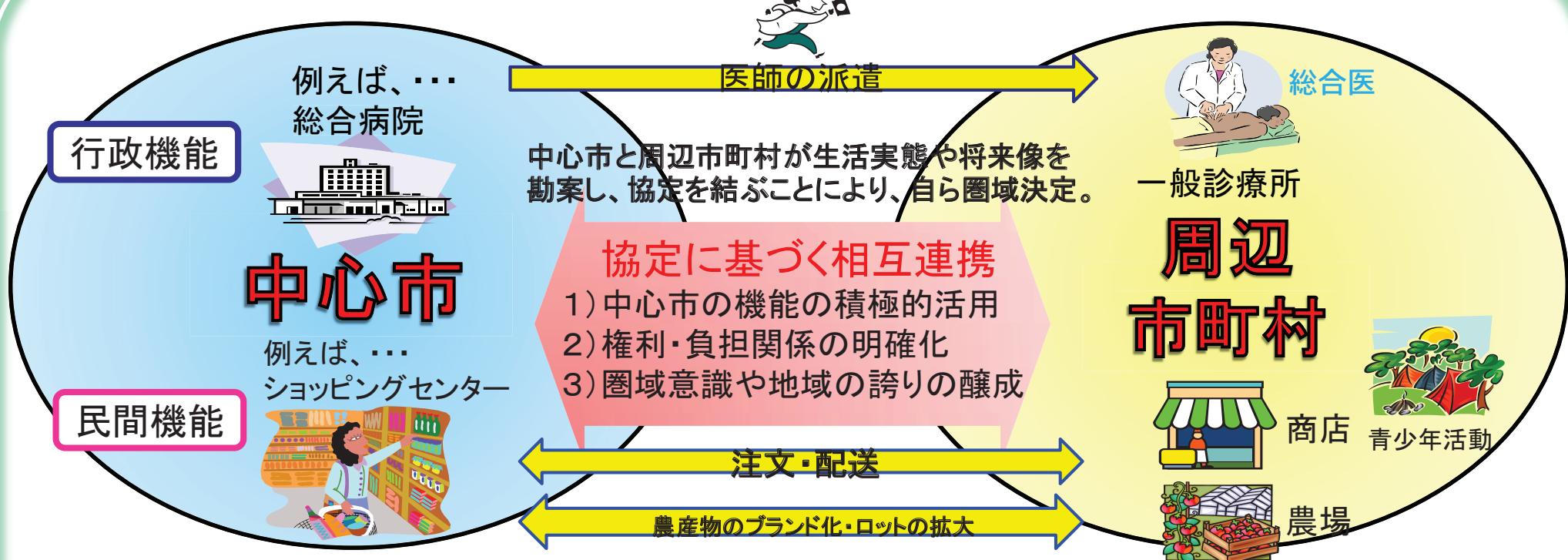
約5180万人

合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

定住自立圏のイメージ

定住自立圏



・人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）
・昼夜間人口比率1以上
⇒生活に必要な都市機能について、一定の集積があり、周辺地域にスpillオーバーしている都市

・中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
・環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの重要な役割を期待

定住自立圏構想に係る先行実施団体について

1 概 要

○定住自立圏の形成に先行して取り組んでいただける市町村を募集

→ 応募いただいた団体の副市長等と意見交換を行った上で、
先行実施団体を決定

2 先行実施団体とは

○定住自立圏の中心市となることが想定される団体がその要件を満たし、
かつ、取組内容について相応の検討が行われている団体

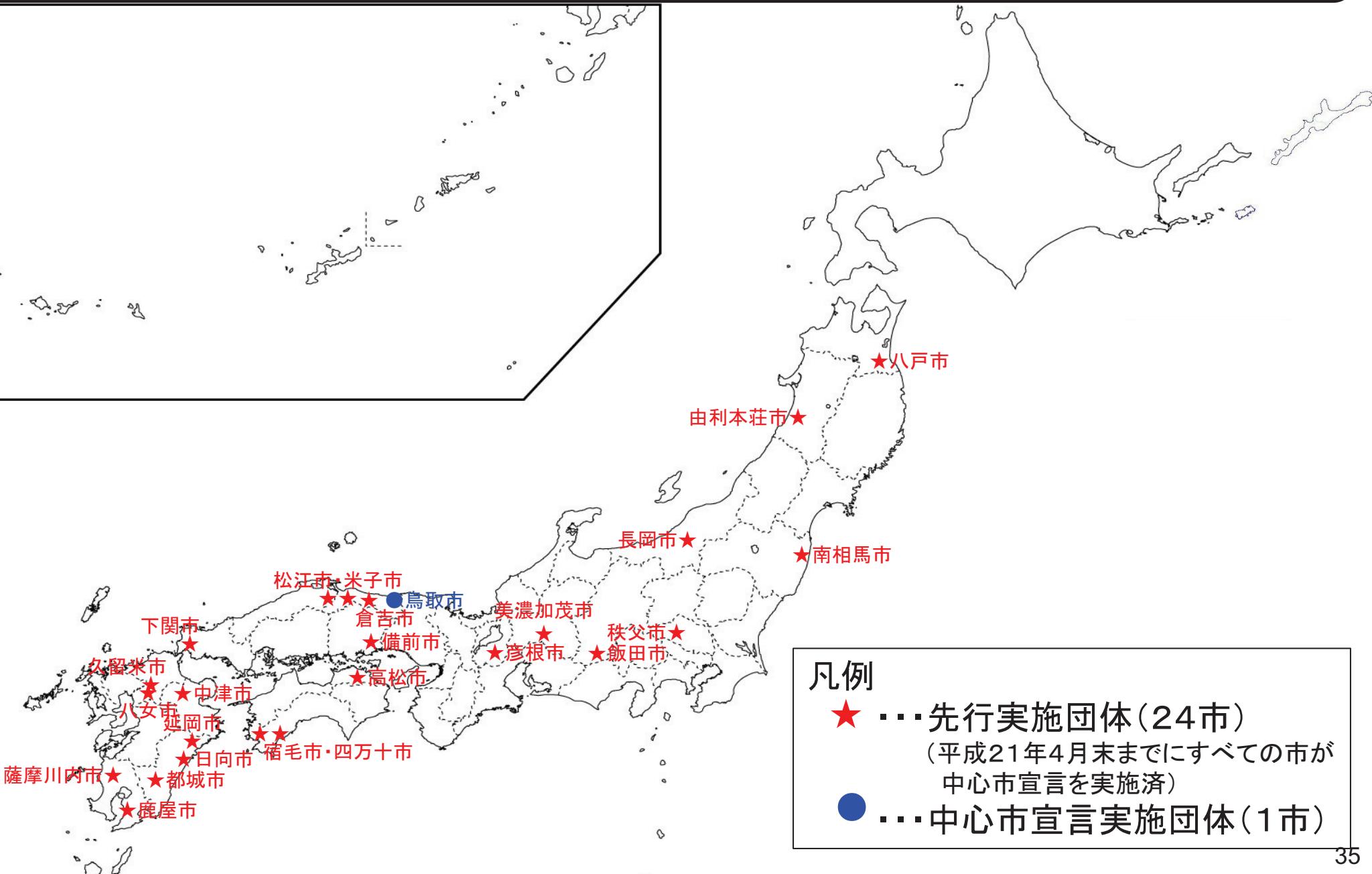
○中心市要件(人口5万人程度以上、昼夜間人口比率1以上)及び取組内容
の検討状況などに基づき決定

3 中心市数・圏域数

○中心市 24市、周辺市町村 3市3町 (22圏域)

→ ○先行実施団体においては、遅くとも平成21年度内に定住自立圏
形成協定の締結を目指すこととしている。

中心市宣言実施団体の状況



先行実施団体において目指す圏域等の姿

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

1. 圏域の形態による分類

①複眼型

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在



米子・松江、四万十・宿毛 など

②県境型

県境を越える形で圏域を形成



備前、米子・松江、都城 など

③合併 1 市圏域型

1つの合併市で1圏域を形成

定住自立圏



合併市

由利本荘、下関、薩摩川内 など

2. 中心市の規模による分類

①大規模中心市型

人口30万人程度以上の比較的大規模な市を中心とした圏域



八戸(244,700人)、長岡(283,224人)、
下関(290,693人)、高松(418,125人)、久留米(303,721人)

②小規模中心市型

人口5万人台以下の比較的小規模な市を中心とした圏域



美濃加茂(52,133人)、備前(40,241人)、
四万十・宿毛(四万十37,917人、宿毛24,397人)、八女(42,818人)

先行実施団体の取組の概要（中心市宣言後）

○先行実施団体(中心市24市)(22圏域)

NO.	中心市名	定住自立圏における取組予定内容
1	八戸市(青森県)	地域医療体制の整備、地域公共交通の維持・確保、安全・安心なまちづくり
2	由利本荘市(秋田県)	地域医療サービス体制の整備、地域公共交通の維持確保、地域特産品販売システムの構築等
3	南相馬市(福島県)	地域医療の確保、地域公共交通体系の整備、環境保全と観光資源の利活用での連携等
4	秩父市(埼玉県)	地域医療の強化、ジオパーク構想の推進、地産地消による農林業振興等
5	長岡市(新潟県)	ICT基盤整備、環境リサイクルの連携、高度医療ネットワークの構築等
6	飯田市(長野県)	地域医療体制の確保、地場産業センターの運営等、地域公共交通の確保、人材育成等
7※	美濃加茂市(岐阜県)	民間地域拠点病院を核とした地域医療体制の強化、コミュニティバスの広域運行、人材交流の促進
8	彦根市(滋賀県)	図書館整備と周辺図書館との連携、地産地消の促進、公共交通ネットワークの構築等
9※	備前市(岡山県)	医療の連携、学校給食施設の広域利用、広域観光事業、市町間人事交流、圏域内交流イベント等
10※	米子市(鳥取県)・松江市(島根県)	圏域振興ビジョンの作成、圏域の産業振興展開催支援、文化・体育施設使用料の市外料金区分撤廃等
11	倉吉市(鳥取県)	観光拠点施設の整備と広域観光の推進、子育て環境の整備、公共交通のネットワーク化等
12	下関市(山口県)	中心市街地の整備・賑わいの確保、地域公共交通の維持・確保等
13	高松市(香川県)	地域医療ネットワークの充実、公共交通機関利用促進、観光振興、人材育成、文化芸術の振興等
14	四万十市・宿毛市(高知県)	地域医療ネットワークの充実、広域観光の推進、図書館ネットワークの構築、地域公共交通の充実等
15	久留米市(福岡県)	圏域產品のブランド化、着地型観光商品の開発、小児救急医療の充実、ICTインフラ整備等
16	八女市(福岡県)	合併後の市内における地域生活交通体系見直しや防災情報等のためのICTインフラ整備等
17	中津市(大分県)	小児救急医療センターの運営、勤労者に対する福利厚生活動の推進、交通インフラの整備促進等
18	都城市(宮崎県)	広域救急医療体制の整備・充実とそのための道路整備等
19	延岡市(宮崎県)	地域医療の充実、産業の振興及び雇用の場の確保、中心市街市整備、CATV網整備
20	日向市(宮崎県)	森林の持つ公益的機能の維持・強化、医療体制の充実、地域公共交通の確保・充実
21	鹿屋市(鹿児島県)	営農体系の確立、水産物の販路拡大、公共交通のネットワーク化推進、救急医療体制の維持・確立
22	薩摩川内市(鹿児島県)	ICTを活用した遠隔診断装置導入、大循環バス運行構想による公共交通機能の充実など

※ 先行実施団体のうち周辺市町村3市3町…No.7-坂祝町(岐阜県), No.9-赤穂市・上郡町(ともに兵庫県), No.10-境港市(鳥取県)、安来市・東出雲町(ともに島根県)、

先行実施団体が想定している取組の例

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

分野	具体例
医療	<ul style="list-style-type: none">・中心市の病院を核とした病診連携・医師派遣、救急医療体制の充実、小児救急医療センターの運営・ICTを活用した遠隔医療など離島の医療体制の充実
交通	<ul style="list-style-type: none">・交通体系の見直し等による地域公共交通の充実(コミュニティバス、デマンドバス、デマンドタクシーの活用等)・圏域のネットワーク化に繋がる道路網の整備促進
産業振興等	<ul style="list-style-type: none">・地元農産物のブランド化、新たな特產品の開発・圏域内の魅力を活かした観光ルートの設定、合同PRの実施・地場産業センターにおける施設・人材の充実
教育・人材	<ul style="list-style-type: none">・多文化共生のための教育環境の整備・拠点図書館の整備やネットワークの構築・市町村間の人事交流、圏域内での共同研修の促進
ICT	<ul style="list-style-type: none">・ブロードバンド、ケーブルテレビ、コミュニティFMのエリア拡大・地域情報コンテンツの充実・共有化
まちづくり等	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の再開発による賑わいの確保・地域資源の保全活用による魅力の再構築・県境を越えた下水道管の接続
その他	子育て、福祉、環境、文化・芸術の振興等

中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスpillオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件 (全243市)

- ①人口 : 5万人程度以上 (少なくとも4万人超)
 - ②昼夜間人口比率 : 1以上 (合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)
 - ③地域 :
 - ・三大都市圏の都府県 (*)の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県 (*)の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定 等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

市町村に対する助言及び支援・施行日

都道府県による助言及び支援

- 都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。
特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。
- 必要に応じて、総務省に情報提供を行うとともに意見交換を図る。

総務省による助言及び支援

- 中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行う。
- 中心市から送付を受けた定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンに基づく中心市及び周辺市町村の取組を対象として、必要な支援を行う。
- 関係府省と連携し、国による支援について地方公共団体に分かりやすい形で情報提供を行う。

施行日

- 平成21年4月1日
ただし、先行実施団体及びその周辺市町村については、平成21年1月1日から取組を行うことができる。

合併 1 市圏域、複眼型中心市について

合併 1 市圏域

中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が 1 以上のものは、合併 1 市で定住自立圏を形成することができる。

この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定できる。

合併 1 市圏域

1つの合併市で1圏域を形成



複眼型中心市

隣接する 2 つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が 4 万人を超えるときは、2 つの市を合わせて 1 つの中心市とみなすことができる。

この場合、全ての行為は2 つの市が共同して連名で行う。例えば、中心市宣言や周辺市町村との定住自立圏形成協定の締結等を 2 つの市の連名で行う。

複眼型中心市

圏域内に中心市に該当する 2 つの市が存在



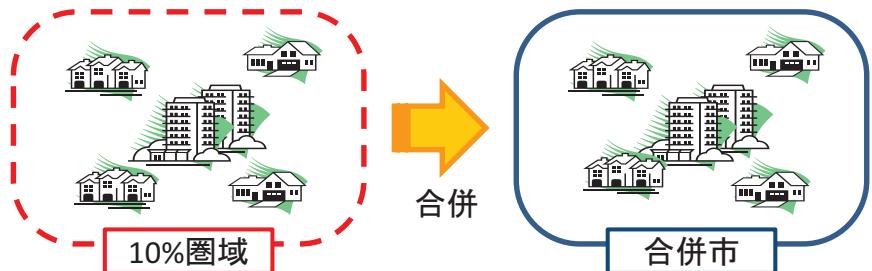
合併 1 市圏域の要件

○中心市のうち、下記3つのパターンのいずれかに該当するものは、「広域的な合併を経たもの」として「**合併1市圏域**」を形成することができる。

■平成11年度以降に合併をした市で、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のもののうち

パターン1

合併の結果、通勤通学10%圏内の市町村
が存しなくなったもの。



パターン2

次のA及びBを満たすもの。

A ①又は②のいずれかを満たすこと

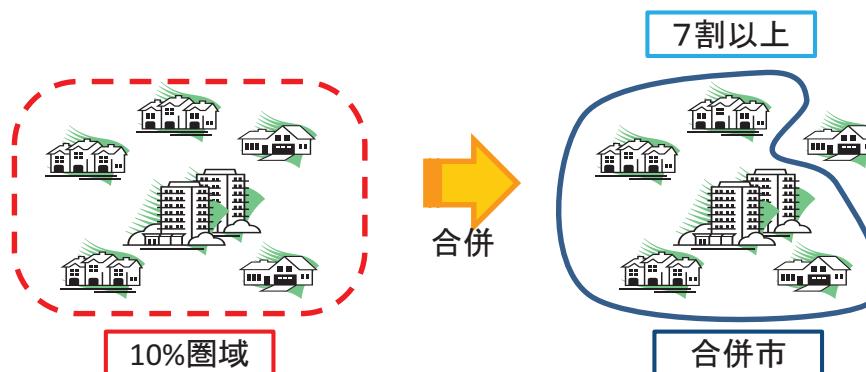
①人口10万人以上

②合併関係市町村数5以上

B 人口最大の旧市の通勤通学10%圏内にあった

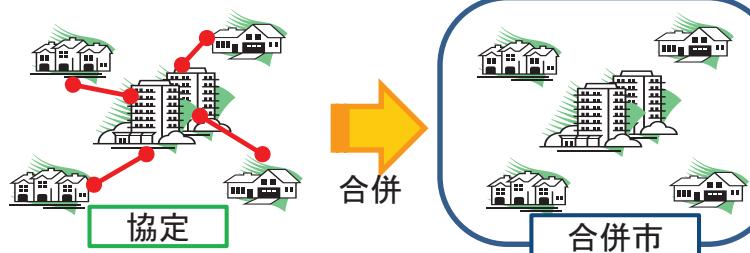
他の旧市町村のうち、7割以上(市町村数又は

人口のいずれか)が現在の中心市に含まれていること。



パターン3

定住自立圏形成協定を締結した中心市及びその周辺
市町村のすべてを含む合併をした市で、当該中心市の
人口が合併関係市のうち最大のもの。



定住自立圏構想の中心市の要件を満たす市について

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)
- ③地 域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市*埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

上記、中心市の要件を満たす市は、全国

 243市 （※複眼型中心市を除く）

〔複眼型中心市…隣接する2つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が4万人を超える場合に、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすもの〕

中心市一覧（都道府県別）

	都道府県	中心市数	中心市名	3大都市圏
1	北海道	13	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、千歳市、滝川市、石狩市	
2	青森県	7	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	
3	岩手県	7	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	
4	宮城県	4	仙台市、石巻市、気仙沼市、大崎市	
5	秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	
6	山形県	6	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市	
7	福島県	8	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市	
8	茨城県	8	水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶼市、筑西市、神栖市	
9	栃木県	6	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市	
10	群馬県	7	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市	
11	埼玉県	2	秩父市、本庄市	○
12	千葉県	2	館山市、旭市	○
13	東京都	0		○
14	神奈川県	0		○
15	新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、南魚沼市	
16	富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	
17	石川県	3	金沢市、七尾市、小松市	
18	福井県	3	福井市、敦賀市、越前市	
19	山梨県	1	甲府市	
20	長野県	9	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市	
21	岐阜県	5	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、美濃加茂市	○
22	静岡県	10	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、牧之原市	
23	愛知県	5	刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、田原市	○
24	三重県	7	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、龜山市、いなべ市、伊賀市	○

	都道府県	中心市数	中心市名	3大都市圏
25	滋賀県	5	彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市	
26	京都府	1	福知山市	○
27	大阪府	0		○
28	兵庫県	5	姫路市、洲本市、豊岡市、西脇市、たつの市	○
29	奈良県	1	天理市	○
30	和歌山県	2	和歌山市、田辺市	
31	鳥取県	3	鳥取市、米子市、倉吉市	
32	島根県	5	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市	
33	岡山県	4	岡山市、倉敷市、津山市、備前市	
34	広島県	8	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
35	山口県	8	下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、長門市、周南市	
36	徳島県	2	徳島市、阿南市	
37	香川県	4	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市	
38	愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
39	高知県	2	高知市、南国市	
40	福岡県	9	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、朝倉市	
41	佐賀県	5	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市	
42	長崎県	5	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、五島市	
43	熊本県	6	熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	
44	大分県	4	大分市、中津市、日田市、佐伯市	
45	宮崎県	6	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市	
46	鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
47	沖縄県	4	那覇市、浦添市、名護市、宮古島市	
	合計	243		45

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

「集約とネットワーク」の考え方に基づき、圏域全体で暮らしに必要な都市機能・生活機能を確保していく取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

〈平成21年度事業費〉 ○地方財政措置

- | | |
|-------------|------------|
| ・一般行政経費（単独） | 50億円程度 |
| ・地域活性化事業債 | 844億円の内数 |
| ・過疎対策事業債 | 2,638億円の内数 |
| ・辺地対策事業債 | 478億円の内数 |

○地域情報通信基盤整備推進交付金 79億円の内数

1. 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置

(1) 中心市の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

周辺市町村の住民等のニーズにも対応しながら、生活機能等の集約・ネットワーク化を進め、各種行政サービス等を提供していく取組に対する包括的な財政措置。

1市当たり年間4,000万円程度を基本として、圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定。

(2) 周辺市町村の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、中心市や他の周辺市町村と連携しながら進める取組や、地域のニーズを踏まえて行うコミュニティ振興等の取組などに対する包括的な財政措置。

1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、当該市町村の人口、面積等を勘案して算定。

2. 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設

協定又はビジョンに基づく基幹的施設や、ネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体で生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備に対し、地域活性化事業債を充当(90%)。元利償還金の35%を普通交付税措置(単独事業のほか、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業等のうち、特に必要なものに係る地方負担分にも充当。)。

なお、圏域内の住民の利用にも供する施設を整備する場合、圏域内の他市町村の負担金について、当該市町村の住民の効用を限度として、地域活性化事業債、過疎債及び辺地債の充当が可能(それぞれ従前の取扱いの通り。)。

3. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用など、協定又はビジョンに基づく取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置(圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。)。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置

協定又はビジョンに基づく取組を推進するため、公益法人等に出資してファンドを形成し、民間事業者等に融資等を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当(90%)。償還金利子に特別交付税措置(50%)。

(2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

協定又はビジョンに基づく取組に関連して、民間事業者がふるさと融資(地域振興に資する事業活動で、新たな雇用の確保が見込まれるものに対する無利子資金融資)を活用する場合に、融資限度額及び融資比率を引き上げ。

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置(圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金への特別交付税措置等。)。

(2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税)

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対する特別交付税措置の拡充。

(3) 簡易水道の統合等に係る経過措置

協定又はビジョンに基づき、複数市町村間で、簡易水道と上水道の統合や、複数の簡易水道の統合による上水道の設置を行う場合に、従前簡易水道であった給水地域に係る建設改良費について、一定期間、簡易水道と同様の財政措置を適用。

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定することを可能とする。

7. 情報通信基盤等の整備に対する支援

定住自立圏の取組を推進するための情報通信基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な送受信装置等の整備に対して、地域情報通信基盤整備推進交付金により優先的に採択・支援(交付率:1/3)。